

白山市文化協会白山ろく地域外部講師助成規定

白山ろく地域における各々の団体が、外部より講師を招いて指導を受けるにあたり、下記の規定に該当し当該団体より申請があった場合は、講師謝礼の一部を助成するものとする。

(距離)

講師の自宅より、指導会場まで片道 10km以上であること。

(指導回数)

単発的なものを除く、年間を通して 10 回程度の指導を行っていること。

(金額)

生徒数、指導回数に関わらず、助成額2万円を限度とする。

(申請)

当該事業に該当する団体が、採択を希望する場合は、別紙(様式 1)申請書を協会事務局へ提出すること。

(交付決定)

会長は、助成金を交付すべきと認めた時は、白山ろく地域外部講師助成金交付決定通知書(様式 2)を交付する。

(助成金の交付)

助成金の交付を受けようとする団体は、請求書(様式 3)を提出すること。

(支払)

前払金は、基本無しとし、ある程度実績を踏まえ、年度末までに支払うものとする。

(当該年度範囲)

4月1日より翌年3月31日までとする。

附則 この規定は、平成 28 年 4 月 1 日より、施行する。

附則 この規定は、平成 31 年 4 月 1 日より、一部改正する。

附則 この規定は、令和8年1月 1 日より、一部改正する。